

2.3 環境関連法規の改正

京都大学環境科学センター 平井 康宏

本学と関係の深い環境関連法規の改正を2件紹介する。

1. カドミウムの排水基準強化

水質汚濁防止法の省令改正により、カドミウム及びその化合物の排水基準が従来の 0.1 mg/L から 0.03 mg/L に強化され、2014年12月1日より施行された。また、下水道法施行令の政令改正により、下水道排水基準が従来の 0.1 mg/L から 0.03 mg/L に強化され、同日施行された。これらは、2011年10月に公共用水域および地下水の水質汚濁に係るカドミウムの環境基準値が 0.01 mg/L から 0.003 mg/L に強化されたことを受けたもの。

なお、京都市では、条例によって従来よりも厳しい基準 0.05 mg/L が用いられてきたが、今般の改正により、排除基準は 0.03 mg/L となる。

2. トリクロロエチレンの環境基準強化

環境基本法に定める水質汚濁に係る環境基準のうち、トリクロロエチレンの環境基準が 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下に強化され、2014年11月17日より施行された。これは、2010年9月の食品安全委員会におけるトリクロロエチレンの耐容一日摂取量の評価を踏まえ、2011年4月の水道水質基準の改定において、トリクロロエチレンの基準値が 0.03 mg/L から 0.01 mg/L に強化されたことを受けたもの。

環境基準の強化を受けて、2014年12月16日の中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会では、

排水基準の見直し（強化）が開始されており、2015年度上期での改正施行を目指して検討が進められる見込み。トリクロロエチレンの現行の排水基準は、0.3 mg/L であるが、今後、0.1 mg/L 以下に強化されることが予想される。また、下水道排除基準も同様の強化が行われると考えられる。